

2025.03.03

## PLレポート(製品安全) <2025年3月号>

■PLレポートは四半期に1回、国内外の製品安全、PLリスクに関連するニュースを紹介するとともに、昨今の技術革新や市場の変化等を踏まえた製品安全に関わる旬のトピックスを連載します。

### 国内のトピックス

#### ○経済産業省が「誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品の表彰・表示制度（+あんしん）」を創設

（経済産業省 2025年1月31日）

経済産業省は1月31日、令和7年度から開始される「誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品の表彰・表示制度（+あんしん）」に関するウェブサイトを開示し、制度の創設をアナウンスしました。

この制度は、誤使用や不注意による事故の未然防止につながる設計や機能を備えた製品を表彰するものです。受賞製品は「+あんしん」のロゴマークを表示し、製品の安全性をアピールすることができます。



図1 +あんしん ロゴマーク

審査項目としては、①法令や規格への適合により製品全体の基本的な安全性が担保されているか、②設計や機能によって特定の誤使用・不注意による事故リスクが低減されているか、③リスク低減方策に一定の意義が認められるか、といったものが挙げられています。

2月20日に開催された応募説明会では②の点が特に強調されており、応募者は第三者試験機関の協力を得てリスク低減の根拠となる客観的なデータを示すことや、どの程度のリスクが低減されたかをR-Map<sup>\*1</sup>上で示すことが求められるとのことです。

今後は今年4月から6月にかけて応募製品の募集が行われ、複数の委員会での審査を経て、11月下旬をめどに受賞製品が公表される予定となっています。なお、表彰は2007年から実施されている製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）の一部門（製品部門）として行われます。

「+あんしん」は、PSアワードを受賞した場合とは異なり、受賞製品は製品自体にロゴマークを表示することができます。表彰の初年度はメディアの注目が一際集まることも期待されることから、製品安全への取組を消費者にアピールし、当該製品の差別化を図りたい事業者にとって、応募の価値があると考えられます。

出所：経済産業省 誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品の表彰・表示制度（+あんしん）ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/ps-award/riskssystem/index.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/riskssystem/index.html)

\*1 リスクを6×5のマトリックス上で表現するリスクアセスメント手法。一般財団法人日本科学技術連盟が開発した。

## 国外のトピックス

### OEUの改正製造物責任指令が発効

(2024年12月8日、欧州連合)

欧州連合（EU）の改正製造物責任指令（Directive (EU) 2024/2853）が2024年12月8日に発効しました。今後、EU加盟各国での国内法化を経て、2026年12月9日以降にEU市場で販売される製品に適用される予定です。

改正PL指令について解説した欧州委員会のウェブサイト\*1によると、今回の改正の目的は以下のように説明されています。

デジタル時代への対応	従来型の製品だけでなく、人工知能などの最新技術も含めたあらゆる製品を対象とし、将来にわたって適用可能な規制とする。
グローバルなバリエーションへの対応	製造事業者がEUに拠点を置いていない場合でも被害者が賠償請求できるよう、EU域内に責任者を置くこととする。
被害者保護と法的安定性の向上	訴訟における証拠開示の請求規定を設けることで原告と被告の双方が対等な立場に立てるようにするとともに、必要に応じて立証責任の軽減を図る。

主な改正点の概要は、以下のとおりです（詳細は原文\*2を参照ください）。

#### 1. 「製品」の範囲の拡大（4条等）

従来	一次農産物と狩猟物を除く動産が対象。
改正後	ソフトウェア、デジタル製造ファイルも「製品」に含むことが明文化された。ただし、商業的な活動以外で開発・提供されたフリーおよびオープンソースソフトウェアは含まない。

#### 2. 「欠陥」の概念の拡大（7条等）

従来	製品が流通に置かれた時点の状態などから判断。
改正後	出荷後の製品が継続的に学習する能力による影響や、サイバーセキュリティを含めた製品安全上の要求事項等、製品が市場に置かれた後の状況も考慮して判断する。

#### 3. 「損害」の範囲の拡大（6条）

従来	生命・身体に対する損害および物質的損害が対象。
改正後	精神的健康に対する損害、データの損壊も含む。

#### 4. 責任主体の追加（8条）

従来	製造事業者、輸入事業者および販売事業者。
----	----------------------

改正後	ネット通販で製品の保管・梱包・発送を行う事業者（フルフィルメントサービスプロバイダ）や、ネット通販プラットフォームの運営事業者にも責任が課される。 また、製品の上市後に実質的な改造を施した事業者にも責任が課される。
-----	--

## 5. 証拠開示に関する規程の追加（9条）

従来	特段の規定無し。
改正後	被害者や被告の申し立てに基づき、裁判所が情報開示を命じることができる規定が新設された。ただし、営業秘密等を考慮の上、必要かつ相当な範囲に限定される。

## 6. 立証負担の軽減（10条）

従来	特段の規定無し。
改正後	一定の条件を満たす場合や、技術的または科学的な複雑さにより被害者が欠陥や因果関係を証明することが著しく困難である場合には、欠陥や因果関係の推定が認められることが明文化された。

本指令は EU 加盟各国での国内法化を経て適用となりますが、過去の例を踏まえると、予定される 2026 年 12 月 9 日までにすべての加盟国で国内法化が完了するかは不透明といえます。

しかし、今回の改正は EU でビジネスを展開する事業者にとって大きな影響を与えうるものであり、本指令の趣旨および内容を良く理解し、適切に対処できるよう準備を進めておくことが必要です。

出所：改正 PL 指令に関する欧州委員会のリリース

[https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/new-liability-rules-victims-seek-compensation-damages-caused-defective-products-online-and-offline-2024-12-06\\_en](https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/new-liability-rules-victims-seek-compensation-damages-caused-defective-products-online-and-offline-2024-12-06_en)

\*1 同ウェブサイトの URL は以下

[https://single-market-economy.ec.europa.eu/single-market/goods/free-movement-sectors/liability-defective-products\\_en](https://single-market-economy.ec.europa.eu/single-market/goods/free-movement-sectors/liability-defective-products_en)

\*2 原文は以下 URL より参照できる

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L\\_202402853](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202402853)

## ○英国製品安全基準局が製品安全に関する消費者調査結果を公表

(2024 年 11 月 7 日、英国製品安全基準局)

英国製品安全基準局（OPSS）は 2024 年 11 月 7 日、製品安全についての消費者の認識に関する調査レポート（第 6 回）を公開しました。

この調査は、製品の安全性に関する消費者の意識と行動を理解し、OPSS の政策分野について新たな洞察を得ることを目的に、2020 年以降繰返し行われています。今回は従来と同じく英国人成人約 1 万人に対して行われた、第 6 回（2023 年 6-7 月実施）の調査結果となります。

ここでは、調査結果について抜粋して紹介します。

## ①製品の安全性についての認識

- ・ 購入価格にかかわらず製品が安全であることを期待している人は 8 割を超えており、安

全に関する規制があるので安全であると考えている人も7割を超えている（初回調査から大きな変化なし）。

- ・ 安全性の問題は製品を誤って使用することによって引き起こされる可能性が高いと考えている人が4割程度いる（同）。
- ・ 製品を購入する際の判断要素として、安全性はあまり重要視されない傾向にある（同）。

### ② ネット購入における製品安全について

- ・ ネットで購入した製品は、店舗で購入した製品よりも安全性のリスクが高いと考えている割合は4割程度に上っている（初回調査から大きな変化なし）。

### ③ 中古品の安全性について

- ・ 中古品を購入する際に安全性を考慮すると回答した人は、7割程度となっている（今回の調査ではやや減少）。
- ・ 中古品の販売者が製品の安全性を確保する責任があると考える割合は、7割程度である（初回調査から大きな変化なし）。また、販売者のレビュー等で製品の安全性を確認する人が約半数となっている（同）。

調査報告では、この他に個別製品についての調査も行っており、いくつか抜粋して紹介します。

#### 1) スマート製品（インターネットにつながる製品）

（第4回に続き3回目の調査）

- ・ スマート製品でメーカーが下記の対応をすることについて、半数以上が不快ではないと感じている（但し、「不快」と感じると回答した割合は僅かながら増えている）。
  - 安全性の問題がある場合に警告すること
  - セキュリティの問題に対処するためにリモートでソフトウェアの修正を行うこと
  - 物理的な問題に対処するためにリモートで変更を行うこと
  - 製品の状態を監視するためにデータを収集すること
- ・ スマート製品を購入する前にセキュリティを考慮した人は、6割強である（若干減少）。
- ・ スマート製品と非スマート製品（インターネットにつながらない製品）の物理的な安全性は概ね同じと考えている人は、半数程度である（初回調査から大きな変化なし）。

#### 2) 個人用小型電動モビリティ（電動アシスト自転車、eスクーター等）

（第5回に続き2回目の調査）

- ・ 電動モビリティを所有している人のうち約2割が、バッテリーまたは充電器で安全上の問題を体験している。また、安全上の問題を体験した人の7割は、追加で購入したバッテリー／充電器ではなく、元々付属されたバッテリー／充電器に関連していたと述べている（初回調査から大きな変化なし）。
- ・ 体験した安全上の問題は、電気的な問題（6割）、発煙や火災（4割強）、機械的な問題（4割弱）であった（注：複数回答）（同）。

- ・ 自由回答では、以下の回答が見受けられた（過去調査との比較無し）。
  - バッテリーを個別に購入する際の優先事項については、安全性、品質、互換性を答える人が多かった。
  - 信頼できるブランドやメーカー、英国企業から購入し、安全マークが付いていれば、バッテリーや充電器は安全だと考える人が多かった。
  - バッテリーを充電するときはフル充電するが、安全上の懸念から充電中に放置したり睡眠中に充電したりしない人が多かった。こうした懸念は、バッテリーの爆発や火災に関するニュースや、安全上の問題を実際に経験したことによるものである。

本調査は、従来と同じく調査結果を述べているのみで、それに対する考察はほとんど加えられていません。また、英国内に限ったものであり、流通や所有している製品の違い、購入する方法や習慣の違いなどがあるため、そのまま日本に当てはまるわけではありません。

しかし、継続して調査が行われているだけでなく、スマート製品や小型電動モビリティ等近年市場が拡大している新しい製品についての調査も行われていることから、消費者の意識や行動をある程度見て取ることができると考えられます。

こうした製品を扱う事業者においては、調査結果も参考にしつつ、製品の安全性を高め、消費者への啓発を深めていくことが望まれます。

出所：OPSS のリリース

<https://www.gov.uk/government/publications/opss-product-safety-and-consumers-wave-6>

## コラム：ソーシャルインフレーション —その現状、要因と今後の展望—

本連載では、ソーシャルインフレーション、すなわち「(損害賠償責任保険の) 保険金支払いが一般的な経済的インフレーションを上回って上昇」<sup>1</sup>する現象について、その現状、要因と今後の展望を述べていきます。

連載 4 回目となる最終回は、ソーシャルインフレーションの今後の展望についてみていきます。

### 1. ソーシャルインフレーションの今後の展望

#### (1) 社会に関する要因

ソーシャルインフレーションに影響を与える社会に関する要因としては、①ミレニアル世代の台頭、②世代を超えた企業への不信感が挙げられました（連載第 2 回で詳述）。

米国においては、刑事訴訟だけでなく、民事訴訟においても陪審制が採用されており、一般市民から選ばれた陪審員が合議により事実認定を行い、評決を下しています。

①、②の要因によって、企業に対して厳しい姿勢で臨む陪審員が増えることで、評決額がより大きくなる可能性が考えられます。

<sup>1</sup> トーア再保険株式会社「再保険用語集」より引用  
([https://www.toare.co.jp/img/knowledge/pdf/glossary\\_sa.pdf?2023](https://www.toare.co.jp/img/knowledge/pdf/glossary_sa.pdf?2023))

①のミレニアル世代の台頭に関しては、ベビーブーマー世代、X 世代の自然減にともない、1980 年代前半から 1990 年代半ばまでに生まれたミレニアル世代の占める割合は今後さらに増していくことが予想されます。

また、②の世代を超えた企業への不信感については、2000 年代後半の世界金融危機の発生以降、継続的に醸成されてきたものであることから、少なくとも短期的な解消は見込めません。

以上から、社会に関する要因は今後も存続し、ソーシャルインフレーションに影響していくと見込まれます。

## (2)経済に関する要因

経済に関する要因としては、①弁護士による宣伝活動（リーガルマーケティング）の拡大、②所得格差、③医療費の高騰が挙げられました（連載第 2 回で詳述）。

①に関しては、潜在的な被害者に訴訟提起を働きかけるリーガルマーケティングが展開されることで、より多くの訴訟が提起され、高額な賠償につながっている可能性が考えられます。

ここから、過度のリーガルマーケティングは濫訴につながるとして、法律による規制を設けるべきではないかという見方もできます。

しかしながら、弁護士による広告が表現行為として憲法上、営利的言論（commercial speech）と呼ばれ、表現の自由を保障する連邦憲法修正一条の下で一定の保護を受けるものです<sup>2</sup>。言い換えれば、弁護士広告の規制は憲法上の論点となるため、規制の実現に向けては高いハードルがあるといえます。

②の所得格差に関しては、所得格差が大きい地域ほど、陪審員が高額の評決を下す傾向があるとされています。ただ、米国における所得格差の拡大は 1981 年から継続するものであり、短期的に解消することは考えにくいといえます。

③の医療費の高騰は、人身の被害に関する損害賠償額に直接影響し、ソーシャルインフレーションを進展させる一要素となっていました。

米国における医療費の高騰は、日本などと異なり医療サービス提供者の裁量で診療費や薬価を決められることや、医療従事者の慢性的な人手不足などの複合的な要因によるものといわれます。大統領選挙のたびに争点の一つに挙げられるほど根深いものであり、この問題も短期的な解消は望めません。

以上から、経済に関する要因は今後も存続し、ソーシャルインフレーションに影響していくと見込まれます。

## (3)法制度に関する要因

法制度に関する要因としては、①第三者訴訟ファンド（TPLF）の拡大、②不法行為改革の停滞、③司法地獄の存在が挙げられました（連載第 3 回で詳述）。

訴訟当事者に訴訟のための資金を提供する一方で、勝訴時に収益を受け取る TPLF をめぐっては、訴訟の長期化や評決額／和解金の高騰につながるといった懸念が示されていました。

そのため、TPLF への法的規制が検討されているものの、連邦レベルでは資金提供者の情報を開示することを求める法案が提出された段階であり、州レベルでの規制が実現しているのもウ

<sup>2</sup> 太田裕之「弁護士広告と表現の自由」『同志社法学』、43 巻 1 号、4-5 頁

イスコンシン州やモンタナ州などの一部に留まるのが現状です。

②の不法行為改革に関しては、懲罰的賠償<sup>3</sup>やクラスアクション<sup>4</sup>に代表される評決額の高騰や濫訴につながる制度のあり方を見直す動きとして繰り返し試みられてきたものの、一部の州でこれが進まず、後退するケースもみられます。

その一例として、専門家証人<sup>5</sup>の適格性に関し、1993年に連邦最高裁が示した厳格なダウバート基準<sup>6</sup>を採用せず、2019年に至っても旧来の緩やかなフライ基準<sup>7</sup>を維持しつづけることを州最高裁が示したペンシルベニア州のケースが挙げられます。

③の司法地獄とは、アメリカ不法行為改革財団（American Tort Reform Foundation、ATRA）が認定する「民事事件において、裁判官が組織的に、多くの場合に被告に不利となる形で、不当かつ不公平に法律および訴訟手続を適用している地域」です。

こうした地域は自己に有利な判決が期待される裁判所を選んで訴訟提起するフォーラムショッピング（法廷地漁り）の対象となり、ソーシャルインフレーションにつながります。

最新の司法地獄ランキングは毎年12月に公表されていますが、以下のとおり<sup>8</sup>、過去5年度のランキングトップ5の顔ぶれはほぼ変わっていません。

表1 司法地獄のランキングトップ5（過去5年度）

順位	2020-21年	2021-22年	2022-23年	2023-24年	2024-25年
1	ペンシルベニア	カリフォルニア	ジョージア	ジョージア	ペンシルベニア
2	ニューヨーク	ニューヨーク	ペンシルベニア	ペンシルベニア	ニューヨーク
3	カリフォルニア	ジョージア	カリフォルニア	イリノイ	サウス・カロライナ
4	サウス・カロライナ	ペンシルベニア	ニューヨーク	カリフォルニア	ジョージア
5	ルイジアナ	イリノイ	イリノイ	ニューヨーク	カリフォルニア

出所：American Tort Reform Association “[Reports](#)”に基づき弊社作成

以上から、法制度に関する要因は今後も存続し、ソーシャルインフレーションに影響していくと見込まれます。

<sup>3</sup> 加害者の行為が強く非難される場合などにおいて、損害を回復させるための填補賠償とは別に制裁を加え将来的に同様の行為を行うことを抑止する目的とした賠償を課すもの。

<sup>4</sup> 数の者がある事項に関して共通の利害関係を有する場合に、抽象的なクラスを規定し、1人または数人がその利害集団全員を代表して行う訴訟。

<sup>5</sup> 特定分野の専門的な知識等を有する者で、訴訟手続において自らの専門知識を提供し、複雑な技術的または科学的な問題を理解するために裁判所を支援する役割を担う。

<sup>6</sup> 「その理論や技術は実証されているか」、「その理論や技術は学会の査読を受け、公表されているか」など、複数の観点から審査する。

<sup>7</sup> 「その理論や技術は科学界において一般に受け入れられているか」によって審査する。

<sup>8</sup> American Tort Reform Association “[Reports](#)”に基づき弊社作成。なお、比較の便宜上、市や郡としてランク入りしている場合もその市や郡が所在する州名を記した。

## 2. おわりに

これまでにみてきたとおり、ソーシャルインフレーションは、社会、経済、法制度の観点で整理される複数の要因が絡み合って生じているものであり、これらの要因は今後も存在し続けると考えられます。

よって、米国におけるソーシャルインフレーションは当面続くことが見込まれます。

米国でビジネスを展開する事業者においては、こうした現象が事業に及ぼしうる影響を踏まえ、米国における訴訟環境や動向に注視するとともに、必要な対策を講じていくことが求められます。

以上

文責：リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ

## 【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

## PL Masterメニュー

## I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント導入支援

## II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

## III. 製造物責任防壁(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

## IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

## V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & ADインターリスク総研 リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ (interrisk\_csr@ms-ad-hd.com)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2025

MS&AD インターリスク総研は、2024年4月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

## リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



# RM NAVI

リスクマネジメントナビ

### こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、  
最新ノウハウを  
得ることが困難に…

リスク対策を  
効率化したいが、  
リソースが足りない…

情報セキュリティや  
BCPなどのリスク対策が  
進んでいない…

### RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&ADインターリスク総研の知見をフル活用  
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、  
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、  
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

